

(表紙)

浅川町森林整備計画

福島県

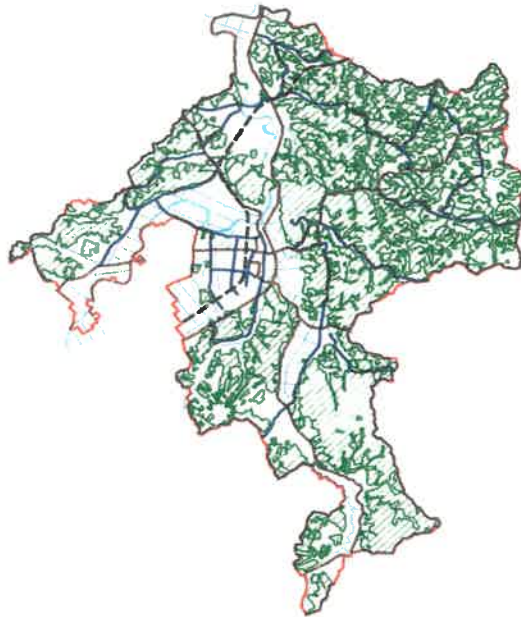
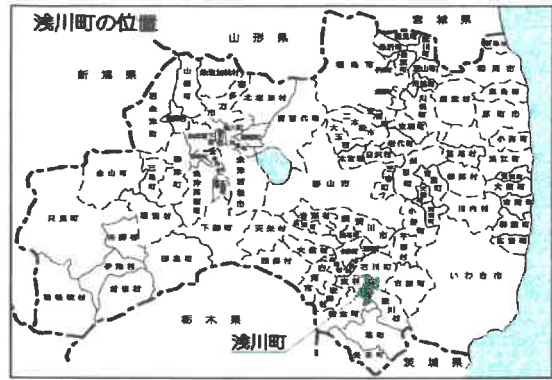
浅川町

浅川町森林整備計画
平成29年度変更

計画期間 自 平成27年 4月 1日
至 平成37年 3月31日

福 島 県
浅 川 町

浅川町森林整備計画位置図



(凡 例)	
河 川	— (blue line)
市町村界	— (red line)
民有林	— (diagonal lines)
国有林	— (dotted pattern)
国 県 道	— (thick black line)
市町村道	— (thin black line)
鉄 道	— (dashed black line)

目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	5
1	森林整備の現状と課題	5
2	森林整備の基本方針	5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備に関する事項	
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第 2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	11
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林 をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	12
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	14
第 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
3	その他必要な事項	15
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進する ための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
2	その他必要な事項	19
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	20
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5	その他必要な事項	21
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	21
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	21
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	22
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	その他必要な事項	23

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は福島県の県南部に位置し、総面積3,743haで、民有林面積は1,575haである。

そのうちスギを主体とした人工林面積は487haであり、人工林率は30.9%で県平均の36.6%より低い値である。また、人工林は各地に分散されており施業の共同化が行いにくい状況にある。

また、林業をとりまく情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇、労働力不足により林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐、保育等が適正に実施されていない森林が増加しており、町内において林業を専門に扱う事業者がなく林業機械の普及が遅れている状況である。

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

2 森林整備の基本方針

森林の持つ水源の涵養、土砂の流失・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本町においても人工林の間伐の推進及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に実施するとともに、放射性物質対策とあわせた適正な整備を推進するものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

・史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

・原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林。

オ 木材の生産機能維持増進森林

木材の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木

により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

・県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

・潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

・全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材の生産機能維持増進森林

木材の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等への長期的な経営の委託を進めるとともに、「森林経営計画」の作成及び高性能林業機械の導入を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図る。

このため、森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言、あっせん等を推進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林GISの効果的な活用や林地台帳の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹（用材）	その他 広葉樹（その他）
町内全域	45年	50年	40年	55年	15年	65年	20年

※標準伐期齢は、地域を通じた立木の（主伐）の時期に関する指標を定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。
 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木等について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持ならびに、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には所要の保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

伐採後、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

(1)人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ナラ、ケヤキ、アカマツ、カラマツ等	

注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の林務担当課又は林業普及指導員に相談の上、適切な樹種の選定を行うものとする。

(2) 植栽本数その他造林の標準的な方法

ア 人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3, 000	
ヒノキ	中仕立て	3, 000	
アカマツ	中仕立て	5, 000	
カラマツ	中仕立て	2, 500	
広葉樹	中仕立て	6, 000	

注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽においては、上記の標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町の林務担当課等又は林業普及指導員に相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区 域	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○施工性に優れたコンテナ苗の活用や、伐採搬出に使用する車両系機械を活用して、伐採に続けて地拵え、植栽までを効率的に行う一貫性作業システムの導入等により造林の低コスト化を推進する。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林地で皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、ナラ、ケヤキ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う場合は、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（本/ha）
クヌギ、ナラ等	10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外をかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
人工林	森林の下層植生・周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、植栽の必要がない森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、2の(2)に基づき更新が完了していない場合は、植栽等を求めるものとする。

注) 森林の区域は、林班、小林班等により特定できるように表示するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉発生抑制対策として無花粉スギや花粉の少ないスギ苗木の使用を推進するものとする。

放射能物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、萌芽更新による広葉樹林の再生を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	40	<ul style="list-style-type: none"> ・選木は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木に偏ることなく行うこととする。 ・間伐率は地域の実情及び林分収穫予想表を考慮し決定することとします。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし地況等を考慮し決定することとする。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風水害等気象害の恐れのない林分において、実施することとする。 ・長伐期施業において高齢林分の間伐を実施する場合は、生産目標や林分密度、気象災害等を検討のうえ、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。
ヒノキ	中仕立て	3,000	19	24	30	40	-	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	39	
カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	26	31	40	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	○	◎	○	○	○	○	○	△	△	△					
	ヒノキ	○	◎	○	○	○	○	○	△	△	△					
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					
	カラマツ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△					
つる切り	スギ												○			
	ヒノキ												○			
	アカマツ												○			
	カラマツ											○				
除伐	スギ												○			
	ヒノキ												○			
	アカマツ												○			
	カラマツ											○				
枝打	スギ												○			
	ヒノキ												○			

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					標準的な方法	備考
		16	17	18	19	20		
下刈	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ						植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。	◎印は必要に応じ2回実施する。 △印は必要に応じ実施する。 秋植えの下刈については6林齢も○印とする。
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ						下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。	
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ						造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。	
枝打	スギ ヒノキ			○			病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	

(注1) ◎は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。

この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

第3の1に樹種における森林経営計画の適正な間伐に関する認定基準となる間伐の間隔については、計画的間伐対象森林のうち標準伐期齢未満の森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年とする。

上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期5年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

また、森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの（要間伐森林）について、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に通知するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進し、主伐の時期については、標準伐期齢に10年を足した林齢を目安とする。

森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおり。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(7) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とする。

(4) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定める。

- ① 地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等。
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

木材の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上		25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上		15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上		5以上

(注) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図 番号	備考
7～9林班	215.43	森林作業道		①	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)又は林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める林業専用道作設指針と福島県における運用細則に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

福島県森林整備加速化・林業再生基金事業(路網整備事業)事務取扱要領(平成27年2月20日付け26森台529号)、福島県森林整備促進路網整備事業実施要領(平成28年5月9日付け28森第236号)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難である。

従って、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を促進する。

また、意欲ある林業事業者等への経営委託を進め、併せて流域内の他の市町村も含めた森林施業の実施により事業量の確保等を図り、林業従事者の通年雇用を図るものとする。

林業事業者は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

機械化については機械の効率的利用の観点から、流域内の他の市町村と共同で推進することとする。

(2)高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作 業 の 種 類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒		チェーンソー 小型集積機	チェーンソー ハーベスター フェラーバンチャー
造 材		チェーンソー	プロセッサ グラップルソー
集 材		集材機 木寄せウインチ	スキッド タワーヤーダー グラップル
搬 出		トラック	フォワーダ トラック
造 林	地拵え、下刈	刈払機	刈払機
保 育 等	枝打	ノコギリ	ノコギリ リモコン自動枝打機

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとします。

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1)区域の設定

該当なし

(2)鳥獣害防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心とした総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表3のとおり。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除を行なうため、森林組合、森林所有者等による被害監視を強化し各行政機関との連絡を密に行なうよう努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合における、その目的、方法については、町に事前に協議を行い消防署に届出を行なった上で実施することになる。

また、実施にあたり火災延焼の恐れがある強風の場合は中止することとし、実施時は監視を行ない終了後には必ず消火を確認することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
被害拡大防止森林

(松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
染地区	9 林班		
里白石地区	1 2 林班	1 1、1 2 林班の一部	
畑田地区		1 4 林班の一部	
東大畑地区		1 5 林班の一部	

注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、町長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健文化機能の増進に関する事項

1 保健文化機能森林の区域

保健文化機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立地	竹林	その他	
城山	13林班	12.59	1.85	10.74				

2 保健文化機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

保健文化機能林の施業については、森林の保健文化機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、町土保全等の機能低下を補完するため、「森林整備の基本方針」を踏まえて積極的に実施するものとします。

3 保健文化機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

森林保健施設の整備にあたっては、自然環境の保全、町土の保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な設備の整備を計画的に整備し、施設の位置や規模・配置・構造等においては当該森林によって確保されている保健文化機能を損なわないよう配慮する。

- (1) 森林保健施設の整備
計画なし

- (2) 立木の期待平均樹高

森林の有する保健文化機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健文化機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高は下記のとおりとする。

樹種	期待平均樹高(m)	備考
アカマツ	30 m	

- 4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
浅川区域	1~25林班	1,575

- (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし

- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
森林の総合利用施設の整備計画
森林の総合利用施設の現状

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
城山環境保 全林 城山公園	浅川町大字 浅川字城山	全体面積 14.19ha 遊歩道 2,278m トイレ 東屋			1

- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
該当なし

- 6 その他必要な事項
保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、
当該制限に従って施業を実施することとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)	
水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3, 23, 24林班	322.11	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14林班	90.65
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	12, 13, 19～22林班	287.51
木材の生産機能の維持増進を図る森林	7～9林班	214.85	

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することを持って代えることができる。

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	3, 23, 24林班	322.11
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	12～14, 19～22林班	378.16
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

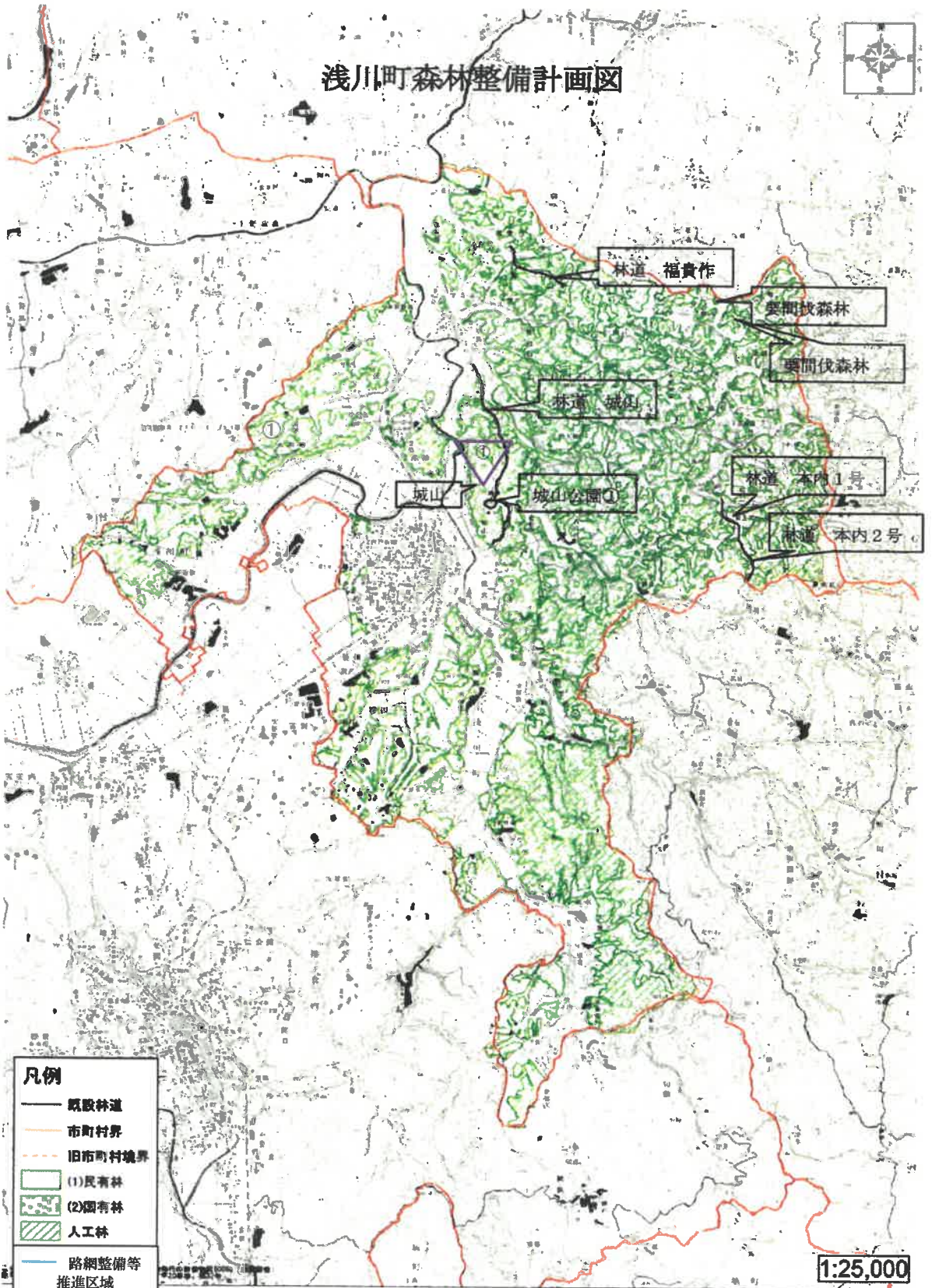
【別表 3】 保全すべき森林の区域

高度公益機能森林

(松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
城山	13林班	9林班の一部	

浅川町森林整備計画図



- 凡例**
- 既設林道
 - 市町村界
 - - - 旧市町村境界
 - (1)民有林
 - (2)公有林
 - 人工林
 - 路網整備等推進区域
 - ▽ 森林の総合利用施設

1:25,000

浅川町ゾーニング図

